

# 日本ライフセービング協会

## 認定審判員規程

### (目的)

第1条 本規程は、認定審判員について必要な事項を定め、ライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。

### (任務)

第2条 認定審判員は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の競技規則により、本協会が主催または公認する競技会の審判員をすることを任務とする。

### (心得)

第3条 認定審判員は、常に競技規則を遵守するとともに、自らの審判技能の向上を図り、競技会において公平かつ厳正なる審判をしなければならない。

2項 認定審判員は、積極的に審判員として競技会に参加し、円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

### (資格)

第4条 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または個人一般会員（高校生）は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。

### (種別)

第5条 認定審判員は、S級、A級、B級、C級の4種とする。

(1) S級認定審判員

熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または公認する競技会において上訴委員ができる者、およびC級認定審判員養成講習会の講師ができる者。

(2) A級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会においてチーフレフリー（審判長）を行う技能と経験を有する者。

(3) B級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会においてセクショナルレフリー（競技別審判長）を行う技能と経験を有する者。

(4) C級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において審判を行う技能を有する者。

### (認定)

第6条 S級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める「認定審判員規程細則」の条件を満たした者から、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

2項 A級およびB級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める「認定審判員規程細則」の条件を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

3項 C級認定審判員は、第4条を満たした者が別に定める「認定審判員規程細則」のC級認定審判員養成講習会の全課程を受講し、検定試験に合格した者を理事長が認定する。

4項 前各項により認定された者は、所定の手続きの完了及び別に定める「認定審判員規程細則」の登録料を合格時に本協会へ納入しなければならない。

(任期)

第7条 認定審判員の任期は、認定された年度及びその翌年度から2年間とする。

(更新)

第8条 認定審判員を更新するためには、次に掲げる各号の全ての実績を有する必要がある。

(1) 認定審判員は、任期中に1回は競技運営・審判委員会が開催する「審判員研修会」に参加しなければならない。

(2) 認定審判員は、任期中に1回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。ただし、本協会が特別に審判員以外の役職を依頼した場合は、これに参加したとみなすことができる。

2項 やむを得ない理由で任期中にその任にあたらなくても、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。

3項 更新に伴う更新登録料は、登録料と同一とする。

(失効)

第9条 認定審判員で、次に掲げる各号のいずれか一つに該当する者は、認定審判員の資格を失効するものとする。

(1) 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または個人一般会員(高校生)でなくなったとき。

(2) 認定審判員の登録料を納期までに納入しないとき。

(3) 本協会や認定審判員の体面を汚すような行為があったとき。

(4) 任期中に特別な理由なく、その任にあたらぬとき。

(復権)

第10条 第9条により資格を失効した後、復権を希望する者は、C級認定審判員養成講習会を再受講(合格)し、かつ復権申請書(別紙)を提出することにより復権が認められる。

2項 復権後の種別は、失効前と同等とするが、失効前の審判員活動履歴はすべて削除される。

3項 復権後の任期は、復権した年度及びその翌年度から2年間とする。

(認定審判員の証明)

第11条 認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、別に定める「認定審判員ユニフォーム規程」の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

本規程は1994年1月1日より施行する。

改正(第1号)は2004年2月1日より施行する。

改正(第2号)は2007年3月1日より施行する。

改正(第3号)は2008年5月1日より施行する。

改正(第4号)は2009年4月1日より施行する。

改正（第5号）は2017年2月1日より施行する。  
改正（第6号）は2018年3月15日より施行する。

# 日本ライフセービング協会

## 認定審判員規程細則

(認定審判員昇格の条件)

第1条 認定審判員規程第6条に定めるS級、A級、B級認定審判員となる昇格の条件は、次に掲げる各号の通りとする。

(1) S級認定審判員

- ① A級認定審判員取得者で、本協会が主催する競技会においてチーフレフリー（審判長）、またはセクショナルレフリー（競技別審判長）を経験したか、またはそれと同等の経験があること。

(2) A級認定審判員

- ① B級認定審判員取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として10回以上参加し、そのうちセクショナルレフリー（競技別審判長）として3回以上参加していること。但し、本協会競技運営・審判委員会により同等の技能と経験があると判断された者は、免除される。
- ② 昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。
- ③ 本協会競技運営・審判委員による面接を受けること。

(3) B級認定審判員

- ① C級認定審判員資格を取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として15回以上参加し、そのうちオーシャン競技およびプール競技にそれぞれ5回以上参加していること。但し、本協会競技運営・審判委員会により同等の技能と経験があると判断された者は、免除される。
- ② 昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。

(昇格申請の期限)

第2条 昇格の申請は、原則として毎年2月末日までに行うこととし、毎年3月に本協会競技運営・審判委員会によって審査される。

(C級認定審判員養成講習会の内容)

第3条 認定審判員規程第6条3項に定めるC級認定審判員養成講習会の内容は、以下の通りとする。また、講習会時間は、原則として4時間30分とする。

- (1) 総論
- (2) 共通競技総則
- (3) プール競技規則
- (4) オーシャン競技規則
- (5) シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技（SERC）規則
- (6) 競技役員（オフィシャル）
- (7) 器材の規格
- (8) 競技会における安全対策
- (9) 認定審判員制度

(開催)

第4条 C級認定審判員養成講習会および検定試験は、本協会若しくは支部が主催するものの他、本協会団体正会員及び本協会理事長が認めたものが開催することができる。また、S級認定審判員は本協会と共催することができる。

2項 講習会を開催する場合には、同時に検定試験も行わなければならない。

(検定試験)

第5条 C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験とし、選択式または記述式で30問とする。

2項 検定試験において30問中24問以上正解した者を合格者とする。

3項 検定試験は、公正で透明な検定を行う観点から、親族など利害関係者が行ってはならない。

(申請)

第6条 C級認定審判員養成講習会および検定試験の主催者は、開催日の1ヶ月前までに本協会競技運営・審判委員会に申請し、承諾を受けなければならない。(本協会主催の場合を除く。)

(講師)

第7条 C級認定審判員養成講習会の講師は、S級認定審判員および本協会競技運営・審判委員の中から、本協会競技運営・審判委員長が委嘱する。

2項 講師謝金は、原則として一日(3時間以上)12,000円、半日(3時間未満)6,000円とする。ただし、本協会より謝金を支払う際は、源泉所得税を予め徴収することとする。

3項 主催者は、講師が講習会に参加するにあたり、実費交通費等の必要経費を支払うこととする。

(C級認定審判員養成講習会の講習料)

第8条 C級認定審判員養成講習会の講習料は、1,000円とする。

(認定審判員の登録料)

第9条 認定審判員規程第6条4項に定める認定審判員の登録料は、1,000円とする。

(改廃)

第10条 本規程細則の改廃は、本協会競技運営・審判委員会の議決による。

附 則

本規程は1994年1月1日より施行する。

改正(第1号)は2004年2月1日より施行する。

改正(第2号)は2007年3月1日より施行する。

改正(第3号)は2008年5月1日より施行する。

改正(第4号)は2009年4月1日より施行する。

改正(第5号)は2017年4月1日より施行する。

改正(第6号)は2018年3月15日より施行する。

# 日本ライフセービング協会

## 認定審判員ユニフォーム規程

### (着用の義務)

第1条 日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が主催及び公認する競技会に審判員として参加する者は、定められたユニフォームを着用することが義務付けられる。

### (ユニフォームの種類)

第2条 着用するユニフォーム及び必需品は以下の通りとする。

- (1) 帽子（室内競技会は除く）
- (2) 審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）
- (3) 審判員ユニフォーム下衣（短パン）
- (4) 靴（サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの）
- (5) 防寒具（必要に応じて）
- (6) ウェットスーツ（IRB ジャッジ、マネキン設置担当審判員）
- (7) 認定審判員証
- (8) 笛
- (9) 筆記用具

2項 前項(2)の上衣（ポロシャツ）のみ、役職別に色で区別をする。

- 上訴委員：緑
- チーフレフリー（審判長）・デピュティチーフレフリー（副審判長）：紺
- セクショナルレフリー（競技別審判長）：赤
- 審判員：白
- コンペティター・リエゾン・オフィサー：黄

### (ユニフォームの支給)

第3条 個人正会員、個人一般会員、個人一般会員（高校生）は、第2条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）、(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）については、本協会主催競技会において初めて審判員として参加する際に支給される。個人準一般会員は支給されない。

2項 各役職の任務に就き、別色のポロシャツが必要であると競技運営・審判委員会が判断した際は、任務に就く際に必要に応じて支給される。

3項 有効な審判員資格を保持している者は、第2条(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）を初回とは別に1回限り支給する。有効な審判員資格とは、次に掲げる各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 年会費及び継続費を入金していること
- (2) 審判員研修会に出席または審判員研修会に代わるレポート課題を提出していること
- (3) 本協会主催または公認する競技会に累計15回以上参加していること（2011年4月以降の競技会よりカウントする）

### (ユニフォームの申込)

第4条 初回については各競技会（本協会主催に限る）の審判員申込みの「審判員ユニフォーム」の欄に必要事項を記入し、提出する。個人準一般会員は同様の手続きを取り、各競技会当日の購入を可能とする。

2項 各役職の任務に就く場合は、本協会主催競技会当日に必要なに応じて支給される。

3項 第3条3項の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年4月1日から4月30日までとする。

(ユニフォームの購入)

第5条 第2条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ：白)、(3)審判員ユニフォーム下衣(短パン)については本協会が主催する各競技会会場にて購入することができる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、本協会競技運営・審判委員会の議決による。

附 則

本規程は2013年8月26日より施行する。

改正(第1号)は2017年4月1日より施行する。

改正(第2号)は2018年3月15日より施行する。

## A 級 ・ B 級 認定審判員昇格申請書

(※申請する級を丸で囲んでください)

フリガナ 氏 名		性 別	男 ・ 女
生年月日	(西暦)            年            月            日    生		
住 所	〒		
電 話		FAX	
メール アドレス			
資格取得	C 級	西暦            年取得	B 級            西暦            年取得
レポート	下記のテーマについてレポートせよ。A4 レポート用紙 2 枚以上。 A 級申請者：チーフレフリー（審判長）の役割について B 級申請者：セクショナルレフリー（競技別審判長）の役割について		

上記の通り、A 級・B 級認定審判員の昇格を申請致しますので、審査をお願い致します。

西暦            年            月            日

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

